

給 与 規 程

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 職員の給与に関する事項は、職員就業規程（以下「就業規程」という。）に定めるもののほか、すべてこの規程の定めるところによる。

(給与の支払い)

第2条 給与は、通貨をもって直接職員にその金額を支払う。

ただし、職員から申し出があったときは、口座振替の方法によって支払うことができる。

2 給与は月の1日から末日までの期間について、その月額を毎月20日に支給する。

ただし、給与のうち時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当（交通機関を利用して職員を除く）については、その月分を翌月20日に支給する。なお、20日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日もしくは土曜日または日曜日にあたる場合は、これらの日の前日に支給する。

3 前項にかかわらず、臨時に支払われる給与については、その都度決定する。

4 職員が月の途中において就職または退職したときは、勤務を要しない日数を差し引き、日割計算により給与を支払う。

ただし、職員が死亡した場合におけるその月の給与は、その死亡した日の属する月の給与の全額を支払う。

5 職員が疾病・災害・出産・結婚・葬儀の費用またはやむを得ないと認められる事由によって給与の非常時払いを請求したときは、第2項の規定にかかわらず、支給期日前においてもこれを支給することができる。

6 職員が業務上および通勤途上における災害による特別有給休暇期間中ならびに就業規程第43条第1項第1号による休職期間中は、給料・扶養手当・地域手当・住宅手当および期末手当の全額を支給する。

7 職員が結核性疾病により就業規程第43条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間中の給与は次の区分により支給する。

勤 続 区 分	給与の支給期間 および期間	
	給与・扶養手当・地域手当・住宅手当・期末手当の支給範囲および期間	
	10割支給期間	8割支給期間
勤 続 1 年 未 満 の 者	休職発令後 1年以内	同左残存期間
勤 続 1 年 以 上 4 年 未 満 の 者	〃 2年以内	同左残存期間
勤 続 4 年 以 上 の 者	〃 3年以内	

8 職員が、前2項以外で就業規程第43条第1項第2号、第3号および第4号(ア)に掲げる事由に該当して休職になったときは、給料・扶養手当・地域手当・住宅手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

9 職員が、就業規程第43条第1項第4号(イ)に掲げる事由に該当して休職になったときは、給料・扶養手当・地域手当・住宅手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

10 第7項または第8項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1ヵ月以内に退職し、もしくは成年被後見人および被保佐人に該当して失職し、または死亡したときは、同項に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

11 休職中の職員は、他の規程に別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

第 2 章 給 料

(給与規程)

(給料)

第3条 職員には、就業規程第8条の規定により定める勤務時間による勤務に対し、給料を支給する。

(給料表)

第4条 職員の給料は、別表給料表により定めるものとする。

(給料の基準)

第5条 給料は、知識・技能・経験・勤務の内容・責任の度に基づき、各人の能力に応じて定める職務の級による月額とする。

2 職員を新たに採用するときの初任給は、次のとおりとする。

(1) 未経験者

大学卒業者 1級17号給 短大・高専・専門学校卒業者 1級12号給

高校卒業者 1級7号給 中学卒業者 1級3号給

(2) 経験者

次の割合をもって経験年数とする。

ア 公務員

同種 10割

同種以外 8割

イ 民間

同種 10割～8割

同種以外 6割

ウ その他 8割～3.5割

(昇級および昇格)

第6条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の昇給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準とする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の勤務成績が特に良好である場合、および就業規程第39条に該当する行為のある場合においては、第2項および第3項の規定にかかわらず、特別に昇給させることができる。

6 理事長が特に必要と認める場合は、職員の昇給の号給数について、規定にかかわらず必要な調整をすることができる。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 職員が、現に格付けされている職務の級ならびに職階から昇格（職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更し、または処務規程第4条第1項により、現に格付けされている上位の職階に変更することをいう。以下同じ）させるときは、次の資格基準に従い、昇格に適すると認められる場合に限り、これを行うものとする。

学歴免許等の 資格区分 職務級	大学卒	短大・高専・ 専門学校卒	高校卒	中学卒	備 考
1 級					
2 級	2年	4年	6年	7年	
3 級	4年	4年	5年	5年	
(注) 4級以上は格付けを示す 専門学校卒は2年以上に限る					

- 9 職員を昇格させた場合におけるその者の給料月額、昇格した日の前日に受けていた給料月額の昇格した職務の級における直近上位の号給とする。
- 10 職種に変更の必要を生じ、またはすることが妥当と認められるときは変更することができる。
- 11 前項の格付けについては、技能と経験年数を勘案して定めるものとする。
- 12 経験者の採用にあつては、第5条第2項第2号の規定に定める経験年数をもって職務の級に定める。ただし、4級への昇格はこの土地改良区に3年間以上在職し、学歴免許等の資格区分に記載された学校を卒業したときの年齢に第8項に規定する年数を加えた年齢を超え、なおかつ昇格に適すると認められる場合に限り、これを行うものとする。

第6条の2 職員が休職期間中は、昇給および昇格しない。

- 2 理事長は、休職者が復職した場合において、他の職員と均衡上必要と認めたときは、復職した以後においてその者の給料月額を調整することができる。

第 3 章 手 当

(手当の種類)

第7条 職員には、給料のほか本章に定めるところにより、次の各号に掲げる手当を支給する。

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| (1) 管理職手当 | (5) 時間外勤務手当 | (9) 通勤手当 |
| (2) 扶養手当 | (6) 休日勤務手当 | (10) 責任者手当 |
| (3) 地域手当 | (7) 期末手当 | |
| (4) 住宅手当 | (8) 勤勉手当 | |

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち、規約第28条に定める管理職職員(4級および5級の職員を除く)に対して支給する。

ただし、その者が月のうち7日以上正規の勤務をしなかったときは、支給額の半額を減じ、15日以上勤務しなかったときは、理事長が勤務日数に応じ別に定める。

- 2 管理職手当の月額、別表管理職手当額表により定め、その職員には第13条から第14条までの規定は適用しない、

ただし、理事長が災害または緊急事態の発生およびその他特別に勤務を命じたときは、この限りではない。

また、4級および5級の職員には第13条および第14条の規定を適用する。

別 表 管理職手当額表

職 員 の 区 分	手 当 額 (月 額)
給料表 8級	90,300円
〃 7級	79,800円
〃 6級	72,900円

(管理職職員特別勤務手当)

第8条の2 前第8条第2項のただし書きにより勤務を命じられた管理職職員(4級および5級の職員を除く)が、就業規程第8条第1項に規定する平日の深夜および第12条第1項に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に1時間以上勤務した場合は、当該職員には管理職職員特別手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害等への対処の必要により週休日等以外の午後10時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に1時間以上勤務した場合は、当該職員には、管理職職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、別表に定めるそれぞれの額を支給する。

(給与規程)

別 表

職員の区分	週休日等		平日深夜
			午後10時から 午前5時まで
	1時間以上 6時間未満	6時間以上	1時間以上
給料表 8 級	12, 000円	18, 000円	6, 000円
給料表 7 級、6 級	10, 000円	15, 000円	5, 000円

(役付手当)

第9条 削 除(令和元年9月1日)

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、別表給料表8級の職員（以下「8級職員」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母および祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの弟妹
- (5) 身体または精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円、(給料表7級の職員(以下「7級職員」という。))にあっては3,500円)、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については、1人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「特別扶養親族」という。)に対する扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、特別扶養親族1人につき5,000円を加算する。

5 新たに職員となった者に扶養親族(8級職員にあっては扶養親族たる子に限る。)がある場合、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合または職員に次の各号に掲げる事実が生じた場合においてはその職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(8級職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または第2項第2号もしくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および8級職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

6 理事長は、次の各号の1に該当する者を扶養親族として認定することはできない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得・資産所得・事業所得等の合計額が、年額1,300,000円程度以上である者
- (3) 重度の障害者である場合は、終身労務に服することが出来ない程度でない者

7 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

- 8 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に、同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、または死亡した日、8級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係る者がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で、同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 9 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日に属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号または第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる父母等および扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員および8級職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で、8級職員以外の職員が8級職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員および8級職員以外のものが7級職員となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で、第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第11条 地域手当は、この規程の適用を受ける職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料・扶養手当および管理職手当の月額の合計に100分の12を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（住宅手当）

第12条 住宅手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に支給する。

- 2 住宅手当の月額は、次の各号に定める職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額

(給与規程)

- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
- 3 住宅手当の支給は、職員が新たに要件を具備するに至った日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要因を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
ただし、住宅手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 4 住宅手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。
前項ただし書きの規定は、住宅手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(時間外勤務手当)

- 第13条 所定時間外に勤務を命ぜられた職員に対して、就業規程第18条の規定によって、時間外勤務手当を支給する。
- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を乗じて得た額とする。
ただし、1ヵ月に60時間を超える時間外勤務にあつては、時間外勤務手当の支給割合を100分の25加算する。

(休日勤務手当)

- 第14条 所定休日（公休日および特定休日）に勤務を命ぜられた職員が代休日の指定をしないときは、就業規程第18条の規定によって休日勤務手当を支給する。
- 2 休日勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次の区分により乗じて得た額とする。
- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 午前5時から午後10時まで | 100分の135 |
| (2) 午後10時から翌日の午前5時まで | 100分の150 |

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

(期末手当)

- 第17条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月で次の各号に掲げる日（次条および第17条の3ならびに第18条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。
なお、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日もしくは土曜日または日曜日にあたる場合は、これらの日の前日に支給する。
これらの基準日前1ヵ月以内の退職し、もしくは成年被後見人および被保佐人に該当して失職し、または死亡した職員についても同様とする。
- | | |
|-----|--------|
| (1) | 6月30日 |
| (2) | 12月10日 |
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、もしくは成年被後見人および被保佐人に該当して失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)における期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基

準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヵ月 100分の100
- (2) 5ヵ月以上6ヵ月未満 100分の 80
- (3) 3ヵ月以上5ヵ月未満 100分の 60
- (4) 3ヵ月未満 100分の 30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に、職務の級を考慮し、職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で、理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額をもって期末手当基礎額とする。

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第42条の規定により懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（成年被後見人および被保佐人に該当して失職した職員は除く。）
- (3) 基準日前1ヵ月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第17条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名および同項の書面を、いつでもその者に交付する旨を事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。

- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。
- ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実または事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。

(勤勉手当)

- 第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する第17条第1項に規定する日に支給する。これらの基準日前1ヵ月以内に退職し、もしくは成年被後見人および被保佐人に該当して失職し、または死亡した職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在（退職しまたは死亡した職員にあつては、退職または死亡した日現在。以下この項において同じ。）において、受けるべき勤勉手当基礎額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合においてこの土地改良区が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与額に、次の各号に掲げる基準日の区分に応ずる割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- (1) 6月 1日 100分の106.25
- (2) 12月 1日 100分の106.25
- 3 第17条第3項ならびに第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。
- この場合において同条第4項中「前項」とあるのは、「第18条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の割合は、第1項の規定による期間における職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）と、勤務成績による割合（以下「成績率」という。）とを考慮して定める。
- 5 期間率は、基準日以前6ヵ月以内の期間における職員の勤務期間に応じて、次の各号に掲げる割合とする。

勤 務 期 間	割 合
6 カ 月	100分の100
5ヵ月15日以上6ヵ月未満	〃 95
5ヵ月以上5ヵ月15日未満	〃 90
4ヵ月15日以上5ヵ月未満	〃 80
4ヵ月以上4ヵ月15日未満	〃 70
3ヵ月15日以上4ヵ月未満	〃 60
3ヵ月以上3ヵ月15日未満	〃 50
2ヵ月15日以上3ヵ月未満	〃 40
2ヵ月以上2ヵ月15日未満	〃 30
1ヵ月15日以上2ヵ月未満	〃 20
1ヵ月以上1ヵ月15日未満	〃 15
15日以上1ヵ月未満	〃 10
15日未満	〃 5

6 成績率は、100分の101.25以上100分の111.25以下とする。

7 第17条の2ならびに第17条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは、「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため、自転車・原動機付自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 6ヵ月定期券等の額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次のとおり

ア) 片道 2km以上 4km未満	2,000円	ク) 片道35km以上40km未満	22,800円
イ) 片道 4km以上10km未満	4,200円	ケ) 片道40km以上45km未満	25,900円
ウ) 片道10km以上15km未満	7,300円	コ) 片道45km以上50km未満	29,100円
エ) 片道15km以上20km未満	10,400円	サ) 片道50km以上55km未満	32,300円
オ) 片道20km以上25km未満	13,500円	シ) 片道55km以上60km未満	35,500円
カ) 片道25km以上30km未満	16,600円	ス) 片道60km以上	38,700円
キ) 片道30km以上35km未満	19,700円		

- (3) 前項第3号に掲げる職員は、6ヵ月定期券等および前号に掲げる額の合計額

3 通勤手当の支給の対象とする距離は、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

4 通勤手当の支給を受けるべき条件を具備した場合、第10条第8項ならびに第9項に準じて支給する。

5 第2項第1号、同項第3号に掲げる6ヵ月定期券等の額は、4月ならびに10月の給与支給日に一括先払支給するものとし、その他の通勤手当は翌月20日に支給する。

なお、通勤手当の運用については、理事長が別途定める。

(給与規程)

(責任者手当)

第20条 理事長は、職員をして特別の職務に任命したときは、次の区分により責任者手当を支給する。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく危険物取扱責任者 月額3,000円

(給与の減額)

第21条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき、理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第22条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から就業規程第12条第1項第2号に規定する特定休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(事務引継の場合の給与)

第23条 休職を命ぜられた職員または退職した者が、特に命を受けて事務引継または残務整理のため事務に従事する場合においては、その事務が終了する日まで在職当時の給与月額を日割により支給する。

附 則

1. この規程は、昭和35年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和37年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和38年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和39年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和40年10月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和41年12月16日より施行する。

(暫定手当)

2. 職員には当分の間別表による暫定手当を支給する。

(暫定手当を基礎とする給与)

3. 職員に暫定手当が支給される間第14条、第15条中「給与月額」とあるは、「給料、管理職手当、扶養手当および暫定手当の月額」と第17条中「給与の月額」とあるのは、「給料及び暫定手当の月額の合計額」とそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

附 則

1. この規程は、昭和42年 8月16日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和43年 6月16日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和44年 5月16日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和45年 3月16日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和45年11月 1日より施行する。

附 則

1. この規程は、昭和46年 4月 1日より施行する。ただし、人事院勧告に基づく給与の改訂については、昭和45年 4月16日より施行する。

2. この規程は、施行日現在における在職職員に適用する。

附 則

1. この変更規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和46年 5月 1日より施行する。

2. この変更規程は、施行日現在における在職職員に適用する。

附 則

1. この変更規程は、昭和47年 4月 1日より施行する。

2. この変更規程は、施行日現在における在職職員に適用する。

附 則

1. この変更規程は、昭和48年 4月 1日より施行する。

2. この変更規定は、施行日現在における在職職員に適用する。

附 則

1. 第4条に定める給料表の額は、昭和49年度に限り100分の110を乗じて得た額（その乗じて得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

イ) この附則は、昭和49年 4月 1日より施行する。

ロ) 職員が変更前の規程に基づいて昭和49年 4月 1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ変更後の規程による給与の内払とみなす。

2. その他の変更規程は、昭和49年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和49年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和50年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和51年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和52年 7月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和53年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和54年 4月 1日より施行する。

2. 施行日から昭和55年 3月31日までの間において、改正前の規程第11条第1項の規定により住宅手当を支給される期間のうちに、改正後の規程第11条第1項の規定による住宅手当の額が改正前の規程による住宅手当の額に達しないこととなる期間の住宅手当については、改正後の規程第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この変更規程は、昭和55年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和56年 4月 1日より施行する。

2. 施行日から昭和57年 3月31日までの間において、改正前の規程第11条第1項の規定により住宅手当を支給される期間のうちに、改正後の規定による住宅手当の額に達しないこととなる期間の住宅手当については、改正後の規程第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この変更規程は、昭和58年 4月 1日より施行する。

ただし、第16条および第17条については、昭和59年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和59年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和60年 7月 1日より施行する。

ただし、第9条扶養手当の児童手当との調整措置の改正は、昭和61年 6月 1日より施行する。

(給与規程)

附 則

1. この変更規程は、昭和61年 4月 1日より施行する。
ただし、特殊勤務手当、宿日直手当については、昭和62年 1月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和62年 4月 1日より施行する。
2. 施行日から昭和63年 3月31日までの間において、改正前の規程第11条第1項の規定により住宅手当を支給される期間のうちに、改正後の規定による住宅手当の額に達しないこととなる期間の住宅手当については、改正後の規程第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。
ただし、扶養手当のうち第10条第2項の第2号および第4号については、平成元年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成元年 4月 1日より施行する。
ただし、役付手当については平成 2年 4月 1日より施行する。

附 則

1. 初任給基準の見直しにより、次のとおり昇給期間をそれぞれ短縮する。

採用年（新卒者）	昇給短縮期間
平成 3年 4月以降	6 月
平成 2年 4月	3 月
平成元年 4月	3 月

2. この変更規程は、平成 2年 4月 1日より施行する。
ただし、第15条、第21条、第23条および附則の1. については、平成 3年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 3年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 4年 4月 1日より施行する。
ただし、第4条および第10条第3項の規定については、平成 3年 4月 1日より適用する。
2. 第4条第1項および附則1. ただし書きの規定にかかわらず、平成 4年 4月 1日以降において職員に適用する給料表は、切替表により別表2の給料表とする。
3. 平成 4年 4月 1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。
4. 切替日の前日において4等級以上に格付けされた職員が、平成 4年 4月 1日をもって新給料表（別表第2）の5等級以上に格付けされた職員については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成 4年 4月 1日以降における昇給は次のとおりとする。

等 級	昇 給 期 間
9等級および8等級	18月（3回）
7 等 級	18月（2回）
6等級および5等級	15月（2回）

職員の等級への切替表

旧 等 級	新 等 級	備 考
7 等 級	特 1 等 級	用 務 員
	1 等 級	一 般 職
6 等 級	2 等 級	
5 等 級	3 等 級	
	4 等 級	
4 等 級	5 等 級	主 査
3 等 級	6 等 級	係 長
2 等 級	7 等 級	主 幹
	8 等 級	課 長
1 等 級	9 等 級	出納長・参 事
	10 等 級	局 長

附 則

1. この変更規程は、平成 5年 4月 1日より施行する。
ただし、第2条、第4条、第10条、第12条ならびに第19条にあつては、平成 4年 4月 1日から適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。
ただし、第4条、第10条、第12条にあつては、平成 5年 4月 1日から適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成 6年 9月 1日から施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 7年 4月 1日から施行する。
ただし、第4条および第10条第4項については平成 6年 4月 1日、第16条については平成 7年 1月 1日から適用する。
2. 附則第1の規定にかかわらず、平成 6年12月31日までの間において適用する給料表は附則別表第1の給料表とする。

附 則

1. この変更規程は、平成 9年 4月 1日より施行し、平成 8年 4月 1日から適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成 9年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成10年 4月 1日より施行する。
ただし、第16条にあつては平成10年 1月 1日から、第4条、第10条第3項および第4項については、平成 9年 4月 1日から適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成11年 4月 1日より施行する。
ただし、第4条（別表）および第10条にあつては平成10年 4月 1日から、第16条にあつては平成11年 4月 1日から適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
ただし、第4条および第17条第2項にあつては平成11年 4月 1日から、第16条にあつては平成12年 1月 1日から適用する。
2. 改正後の第17条第2項の適用については、平成11年度に限り、同項中「100分の55」とあるのは「100分の25」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」と、「100分の175」とある

(給与規程)

のは「100分の190」とする。

3. 前項の規定により平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額が、次の第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず当該控除して得られた額とする。

- (1) 前項の規定を適用しないものとした場合において、改正後の第17条第2項の規定により平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額に11分の10を乗じて得た額とする。

- (2) 平成11年12月に支給される期末手当の額に38分の5を乗じて得た額とする。

4. 平成11年 4月 1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

5. 改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給された給与等は、改正後の規程による給与等の内払とみなす。

附 則

1. この変更規程は、平成13年 4月 1日より施行する。

ただし、第10条第3項、第17条第2項および第18条第2項については、平成12年 4月 1日より適用する。

2. 改正後の第17条第2項の適用については、平成12年度に限り、同項中「100分の55」とあるのは「100分の35」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」と、改正後の第18条第2項の適用については同項中「100分の55」とあるのは「100分の60」とする。

3. 前項の規定により平成13年3月に支給されることとなる期末手当の額が、次の第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず当該控除して得られた額とする。

- (1) 前項の規定を適用しないものとした場合において、平成13年3月に支給されることとなる額

- (2) 前項の規定に基づく平成12年12月の期末手当および勤勉手当の額と平成12年12月に前項の規定を適用しないものとした場合において得られる期末手当および勤勉手当の額との差額

4. 改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給された給与等は、改正後の規程による給与等の内払とみなす。

附 則

1. この変更規程は、平成13年 4月 1日より施行する。

2. 改正後の第17条第2項の適用については、平成13年度に限り、同項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、「100分の155」とあるのは「100分の160」とする。

3. 前項の規定により平成14年3月に支給されることとなる期末手当の額が、次の第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず当該控除して得られた額とする。

- (1) 前項の規定を適用しないものとした場合において、平成14年3月に支給されることとなる額

- (2) 前項の規定に基づく平成13年12月の期末手当の額と平成13年12月に前項の規定を適用しないものとした場合において得られる期末手当の額との差

4. 改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給された給与等は、改正後の規程による給与等の内払とみなす。

附 則

1. この変更規程は、平成15年 3月 1日より施行する。

ただし、給与規程第17条第2項ならびに附則第3項は、平成15年 4月 1日より施行する。

（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

2. 平成15年3月に支給する期末手当の額は、給与規程第17条第2項の規定により算定される期末手当の額（基準額）から、第1号に掲げる額より第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

この場合において減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成15年 3月 1日まで引き続いて在職した期間で平成14年 4月 1日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち給料および扶養手当ならびにこれらの額の改

定により額が変動することとなる給与の額の合計額

- (2) 継続在職期間について、改正後の給与規程による給料および扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

3. 平成15年 6月に支給する給与規程第17条の規定による改正後の同条ならびに同条第2項の規定の適用については、この規定中「6ヵ月以内」とあるのは「3ヵ月以内」と、同項第1号中「6ヵ月」とあるのは「3ヵ月」、同項第2号中「5ヵ月以上6ヵ月未満」とあるのは「2ヵ月15日以上3ヵ月未満」と、同項第3号中「3ヵ月以上5ヵ月未満」とあるのは「1ヵ月15日以上2ヵ月15日未満」と同項第4号中「3ヵ月未満」とあるのは「1ヵ月15日未満」とする。

附 則

1. この変更規程は、平成15年12月 2日から施行する。
 ただし、第4条、第10条及び第17条については、平成15年12月 1日から、第2条第2項及び第19条の改正規定については、平成16年 4月 1日から適用する。
2. この規程による改正後の給与規程第17条第2項の規定にかかわらず、平成15年12月 1日を基準日とする期末手当については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

1. この変更規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
 ただし、第4条、第10条及び第17条については、平成17年 4月 1日より適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
 （職務の級の切替え）
2. 平成19年 4月 1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧等級のに対応する「職務の級の切替表」の新級欄に定める職務の級とする。

職務の級の切替表

給 料 表	旧 等 級	新 級	備 考
	特 1 等 級	特 1 級	住 宅 管 理 人
	1 等 級	1 級	一 般 職
	2 等 級	2 級	
	3 等 級	3 級	
	4 等 級		
	5 等 級	4 級	主 査
	6 等 級	5 級	係 長
	7 等 級	6 級	課長代理・主幹
	8 等 級	7 級	課 長・室 長
	9 等 級	8 級	参 事
	10 等 級	9 級	事 務 局 長

（号給の切替え）

3. 切替日の前日において給与規程における給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧等級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて次の「号給の切替表」に定める号給とする。

(給与規程)

号給の切替表

旧号給	旧等級 経過期間	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
1	6ヶ月未満	1	1	1	7	1	1	1	1	1	1
	6ヶ月以上	2	2	2	8	1	1	1	1	1	1
2	6ヶ月未満	3	3	3	9	1	1	1	1	1	1
	6ヶ月以上	4	4	4	10	1	1	1	1	1	1
3	6ヶ月未満	5	5	5	11	1	1	1	1	1	1
	6ヶ月以上	6	6	6	12	1	2	1	1	1	1
4	6ヶ月未満	7	7	7	13	1	3	1	1	1	1
	6ヶ月以上	8	8	8	14	2	4	1	1	1	1
5	6ヶ月未満	9	9	9	15	3	5	1	1	1	1
	6ヶ月以上	10	10	10	16	4	6	1	1	1	1
6	6ヶ月未満	11	11	11	17	5	7	1	1	1	1
	6ヶ月以上	12	12	12	18	6	8	2	1	2	2
7	6ヶ月未満	13	13	13	19	7	9	3	1	3	3
	6ヶ月以上	14	14	14	20	8	10	4	2	4	4
8	6ヶ月未満	15	15	15	21	9	11	5	3	5	5
	6ヶ月以上	16	16	16	22	10	12	6	4	6	6
9	6ヶ月未満	17	17	17	23	11	13	7	5	7	7
	6ヶ月以上	18	18	18	24	12	14	8	6	8	8
10	6ヶ月未満	19	19	19	25	13	15	9	7	9	9
	6ヶ月以上	20	20	20	26	14	16	10	8	10	10
11	6ヶ月未満	21	21	21	27	15	17	11	9	11	11
	6ヶ月以上	22	22	22	28	16	18	12	10	12	12
12	6ヶ月未満	23	23	23	29	17	19	13	11	13	13
	6ヶ月以上	24	24	24	30	18	20	14	12	14	14
13	6ヶ月未満	25	25	25	31	19	21	15	13	15	15
	6ヶ月以上	26	26	26	32	20	22	16	14	16	16
14	6ヶ月未満	27	27	27	33	21	23	17	15	17	17
	6ヶ月以上	28	28	28	34	22	24	18	16	18	18
15	6ヶ月未満	29	29	29	35	23	25	19	17	19	19
	6ヶ月以上	30	30	29	36	24	26	20	18	20	20
16	6ヶ月未満	31	31	30	37	25	27	21	19	21	
	6ヶ月以上	32	32	30	38	26	28	22	20	22	
17	6ヶ月未満	33	33	31	39	27	29	23	21	23	
	6ヶ月以上	34	34	32	40	28	30	24	22	24	
18	6ヶ月未満	35	35	33	41	29	31	25	23	25	
	6ヶ月以上	36	36	33	42	30	32	26	24	26	
19	6ヶ月未満	37	37	34	43	31	33	27	25		
	6ヶ月以上	38	38	34	44	32	34	28	26		
20	6ヶ月未満	39	39	35	45	33	35	29	27		
	6ヶ月以上	40	40	35	46	34	36	30	28		
21	6ヶ月未満	41	41	35	47	35	37	31	29		
	6ヶ月以上	42	42	36	48	36	38	32	30		
22	6ヶ月未満	43	43	36	49	37	39	33	31		
	6ヶ月以上	44	44	36	50	38	40	34	32		
23	6ヶ月未満	45	45	37	51	39	41	35			
	6ヶ月以上	46	46	37	52	40	42	36			
24	6ヶ月未満	47	47	38	53	41	43	37			
	6ヶ月以上	47	48	38	54	42	44	38			
25	6ヶ月未満		49	39	55	43	45				
	6ヶ月以上		50	40	56	44	46				
26	6ヶ月未満				57	45					
	6ヶ月以上				58	46					
27	6ヶ月未満					47					
	6ヶ月以上					48					
28	6ヶ月未満					49					
	6ヶ月以上					50					

(職務の級における最高の号級を超える給料月額の切替え)

4. 切替日の前日において、給料表に定める職務の等級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号級は、次のとおりとする。

旧 等 級	旧 給 料 月 額	新 号 級
5 級	4 3 9, 7 0 0 円	5 5

(給料の切替えに伴う経過措置)

5. 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のはか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

1. この変更規程は、平成20年 4月 1日より施行する。
ただし、第4条・第10条ならびに第18条については、平成19年 4月 1日より適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)

1. 平成21年12月 1日を基準日として支給する期末手当および勤勉手当に関する第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とし、第18条第2項第2号の「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。また、第18条第6項にある成績率は、「100分の70.0以上100分の80.0以下」とあるのは「100分の65.0以上100分の75.0以下」とする。

この変更規程は、平成21年12月 1日より施行する。ただし、平成21年12月 1日までに退職者があるときは、平成21年 6月 1日を基準として、期末手当については「100分の140」とあるのは「100分の125」であったものとし、勤勉手当については「100分の75」とあるのは「100分の70」であったものとする。また成績率は、「100分の70.0以上100分の80.0以下」とあるのは「100分の65.0以上100分の75.0以下」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、平成22年 4月 1日より施行する。
ただし、第4条・第17条ならびに第18条については、平成21年 4月 1日より施行する。

(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)

1. 平成21年12月 1日を基準日として支給する期末手当および勤勉手当に関する第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の135」とし、第18条第2項第2号の「100分の70」とあるのは「100分の65」とする。また、第18条第6項にある成績率は、「100分の65.0以上100分の75.0以下」とあるのは、「100分の60.0以上100分の70.0以下」とする。

この変更規程は、平成21年12月 1日より施行する。ただし、平成21年12月 1日までに退職者があるときは、平成21年 6月 1日を基準として、期末手当については「100分の140」とあるのは「100分の125」であったものとし、勤勉手当については「100分の75」とあるのは「100分の70」であったものとする。また成績率は、「100分の70.0以上100分の80.0以下」とあるのは、「100分の65.0以上100分の75.0以下」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2. 給料の切替えに伴う経過措置に関する附則（平成19年神追第36号）の一部を、次のように変更する。

附則第5項中「給料月額に」を「給料月額（平成21年12月 1日以後においては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に」に改める。

(給与規程)

附 則

(施行期日)

1. この変更規程は、平成22年12月 1日より施行する。

ただし、第12条、第17条、第18条については、平成23年 4月 1日より施行する。

(55歳を超える職員の給与の額に関する特例)

2. 当分の間、職員（給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が給料表の7級以上である者であって、その号級が職務の級における最低の号級でない者に限る。以下この項及び事項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4月 1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の 4月 1日後に特定職員になった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。なお、平成22年4月 1日前に55歳に達した職員については、平成22年12月 1日より適用する。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号級の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第3項において「最低号級に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号級の給料月額を減じた額（以下この項および附則第3号において「給料月額減額基礎額」という。）

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の額）

(3) 期末手当 それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において、当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる第17条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる第17条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第18条第3項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当にかかる第18条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第18条第3項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当にかかる第18条第2項に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第2条第6項から第10項までの規定により支給される給与

次に掲げる特定職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第2条第6項が適用される特定職員 前各号に定める額

イ 第2条第7項が適用される特定職員のうち10割支給期間に該当する者 第1号から第3号までに定める額

ウ 第2条第7項が適用される特定職員のうち8割支給期間に該当する者 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

[神追46]

(給与規程)

- エ 第2条第8項が適用される特定職員 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - オ 第2項第9号が適用される特定職員 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
 - カ 第2項第10号が適用される特定職員のうち同条第7項に規定する10割支給期間に該当する者 第3号に定める額
 - キ 第2項第10号が適用される特定職員のうち同条第7項に規定する8割支給期間に該当する者 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ク 第2項第10号が適用される特定職員のうち同条第8項に規定する者 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
3. 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条、第14条、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から職員就業規程第12条第1項第2号に規定する休日の勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から職員就業規程第12条第1項第2号に規定する休日の勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4. 給料の切替えに伴う経過措置に関する附則（平成22年度神追第39号）の一部を、次のように変更する。

附則第5項中「給料月額に」を「給料月額（平成21年12月1日以後においては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に」とあるのを、「給料月額（平成22年12月1日以後においては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に」に改める。

(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)

5. 平成22年12月1日を基準日として支給する期末手当および勤勉手当に関する第17条第2項の規定の運用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の135」とし、第18条第2項第2号の「100分の70」とあるのは「100分の65」とする。また、第18条第6項にある成績率は、「100分の65.0以上100分の75.0以下」とあるのは、「100分の60.0以上100分の70.0以下」とする。

附 則

1. この変更規程は、平成23年12月1日より施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置の一部変更)

1. 給料の切替えに伴う経過措置に関する附則（平成22年度神追第39号）の一部を、次のように変更する。

附則第4項中「平成22年12月1日」を「平成23年12月1日」に、「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

附 則

1. この変更規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年4月1日より施行する。

ただし、第4条および第19条第2項第2号については、平成26年4月1日より施行する。

(第6条第12項の追加規定に関する特例)

1. 第6条第12項の追加規定については、平成22年1月1日以降に採用された経験者に対してもさかのぼって適用する。

また、この規定により昇給および昇格した場合にあっては、それ以前の職務の級および給料表の号給は以前のとおりとする。

(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)

(給与規程)

1. 平成26年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の67.5」とあるのは、「100分の82.5」とする。また、第18条第6項にある成績率は「100分の62.5以上100分の75.0以下」とあるのは、「100分の77.5以上100分の87.5以下」とする。

ただし、平成26年12月1日までに退職者があるときは、平成26年6月1日を基準として、勤勉手当に関する第18条第2項第2号について、「100分の67.5」とあるのは、「100分の75」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
(住宅手当に関する経過措置)
2. 改正後の第12条第1項および第2項の適用については、平成28年3月31日までの間、同条第1項および第2項中「12,000円」とあるのは「10,000円」と、同条第2項中「11,000円」とあるのは「13,000円」とする。
(給料の切替えに伴う経過措置)
3. 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（55歳を超える職員の給与に関する特例により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

附 則

1. この変更規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
ただし、第4条については、平成27年4月1日より適用する。
(勤勉手当の額に関する特例)
2. 平成27年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の75.0」とあるのは、「100分の85.0」とする。また、第18条第6項にある成績率は「100分の70.0以上100分の80.0以下」とあるのは、「100分の80.0以上100分の90.0以下」とする。
ただし、平成27年12月1日までに退職者があるときは、平成27年6月1日を基準として、勤勉手当に関する第18条第2項第2号について、「100分の75.0」とあるのは、「100分の80.0」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
ただし、第4条については、平成28年4月1日より適用する。
(勤勉手当の額に関する特例)
2. 平成28年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の80.0」とあるのは、「100分の90.0」とする。また、第18条第6項にある成績率は「100分の75.0以上100分の85.0以下」とあるのは、「100分の85.0以上100分の95.0以下」とする。
ただし、平成28年12月1日までに退職者があるときは、平成28年6月1日を基準として、勤勉手当に関する第18条第2項第2号について、「100分の80.0」とあるのは、「100分の85.0」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。
3. 附則第2号の規定による「職務の給の切替表」（平成19年神追第36号）を、次のとおり改める。

給料表	等級	備考
	1級	一般職
	2級	
	3級	
	4級	主査
	5級	係長
	6級	課長代理・主幹
	7級	課長・室長・出納主任
	8級	参事
	9級	事務局長

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4. 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書きおよび第9項第3号から第6号までの規定は適用せず、第3項、第5項、第8項および第9項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(給料表8級の職員(以下「8級職員」という。))にあっては3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人について9,000円)」と、第5項中「扶養親族(9級職員にあっては扶養親族たる子に限る。))がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。))と、第8項中「扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第9項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号もしくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第5項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の

(給与規程)

改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

5. 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書きおよび第9項第3号から第6号までの規定は適用せず、第3項、第5項、第8項および第9項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは、「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「給料表8級の職員(以下「8級職員」という。)にあつては3,500円)、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、および同項第2号中「場合および9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第8項中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第9項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

6. 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書きならびに第9項第3号および第5号の規定は適用せず、第3項、第5項、第8項および第9項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは、「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「8級」とあるのは「8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、および同項第2号中「場合および9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第8項中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第9項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」

とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員および9級職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同項第6号中「8級職員および9級職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8級以上職員」とする。

附 則

1. この変更規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

ただし、第4条については、平成29年4月1日より適用する。

(勤勉手当の額に関する特例)

1. 平成29年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の90.0」とあるのは、「100分の95.0」とする。また、第18条第6項にある成績率は「100分の85.0以上100分の95.0以下」とあるのは、「100分の90.0以上100分の100.0以下」とする。

ただし、平成29年12月1日までに退職者があるときは、平成29年6月1日を基準として、勤勉手当に関する第18条第2項第2号について、「100分の85.0」とあるのは、「100分の90.0」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

ただし、第4条については、平成30年4月1日より適用する。

(勤勉手当の額に関する特例)

1. 平成30年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の90.0」とあるのは、「100分の95.0」とする。また、第18条第6項にある成績率は「100分の85.0以上100分の95.0以下」とあるのは、「100分の90.0以上100分の100.0以下」とする。

ただし、平成30年12月1日までに退職者があるときは、平成30年6月1日を基準として、勤勉手当に関する第18条第2項第2号について、「100分の90.0」とあるのは、「100分の92.5」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

附 則

1. この変更規程は、令和元年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

ただし、第4条については、平成31年4月1日より適用する。

(勤勉手当の額に関する特例)

1. 令和元年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の92.5」とあるのは、「100分の97.5」とする。また、第18条第6項にある成績率は「100分の87.5以上100分の97.5以下」とあるのは、「100分の92.5以上100分の102.5以下」とする。

ただし、令和元年12月1日までに退職者があるときは、令和元年6月1日を基準として、勤勉手当に関する第18条第2項第2号について、「100分の92.5」とあるのは、「100分の95.0」であったものとして、その差額を退職までの給与等で調整するものとする。

(住宅手当の経過措置)

2. 第12条の規定の施行日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規程による変更前の住宅手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住宅手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第12条の規定による変更後の給与規程（以下この項において「第12条変更後給与規程」という。）第12条の規定にかかわらず、当該住宅手当の月額に相当する額（当該住宅手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規定で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住宅手当を支給する。

(1) 第12条変更後給与規定第12条のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第12条変更後給与規程第12条の規定により算出される住宅手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(給与規程)

附 則

1. この変更規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

ただし、第17条に記載する支給率については、12月に支給する期末手当において精算する。

附 則

1. この一部改正は、令和 4年 6月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。

ただし、第4条に関する別表2については令和4年4月1日から、別表3については令和5年4月1日から施行する。

(勤勉手当の額に関する特例)

2. 令和4年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の95.0」とあるのは、「100分の105.0」とする。また、同上第6項に定める成績率は、100分の100.0以上100分の110.0以下とする。

(職務の給の切替表)

3. 附則第3号の規定による「職務の給の切替表」(平成29年神追第46号)を、次のとおり改める。

給料表	等 級	職 階
	1 級	一般職
	2 級	
	3 級	
	4 級	係長
	5 級	課長代理・主幹
	6 級	課長・室長・出納主任
	7 級	参事
	8 級	事務局長

(期末勤勉手当職階別加算割合表)

4. 「期末勤勉手当職階別加算割合表」を、次のとおり定める。

職員等の区分	加算割合
理事長	100分の20
給料表 8 級の職員	100分の20
給料表 7 級の職員	100分の15
給料表 6 級の職員	
給料表 5 級の職員	100分の10
給料表 4 級の職員	
給料表 3 級の職員	100分の 5
上記以外の職員	0

附 則

1. この一部改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。

ただし、第4条に関する別表2については令和5年4月1日から施行する。

(期末勤勉手当の額に関する特例)

1. 令和5年12月1日を基準日として支給する期末手当に関する第17条第2項の規定の適用については、「100分の120.0」とあるのは、「100分の125.0」とする。

2. 令和5年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の100.0」とあるのは、「100分の105.0」とする。また、同上第6項に定める成績率は、100分の100.0以上100分の110.0以下とする。

附 則

1. この一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。
ただし、第4条に関する別表2については令和6年4月1日から施行する。
(扶養手当の経過措置)
2. 配偶者の扶養手当については、7級以下職員のみ令和7年度(令和8年3月31日まで)は3,000円とし、令和8年度(令和8年4月1日以降)から廃止する。
3. 子の扶養手当については、令和7年度(令和8年3月31日まで)は11,500円とし、令和8年度(令和8年4月1日以降)から13,000円とする。
(地域手当の経過措置)
4. 地域手当の月額、令和7年度(令和8年3月31日まで)は、給料・扶養手当および管理職手当の月額の合計に100分の11を乗じて得た額とし、令和8年度(令和8年4月1日以降)から、100分の12を乗じて得た額とする。
(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)
5. 令和6年12月1日を基準日として支給する期末手当に関する第17条第2項の規定の適用については、「100分の125.0」とあるのは「100分の127.5」とする。
6. 令和6年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の105.0」とあるのは「100分の107.5」とする。また、同上第6項に定める成績率は、100分の102.5以上100分の112.5以下とする。

附 則

1. この一部改正は、令和 8年 4月 1日から施行する。
ただし、第4条に関する別表については令和7年4月1日から施行する。
(期末手当および勤勉手当の額に関する特例)
2. 令和7年12月1日を基準日として支給する期末手当に関する第17条第2項の規定の適用については、「100分の125.0」とあるのは「100分の127.5」とする。
3. 令和7年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に関する第18条第2項第2号の規定の適用については、「100分の105.0」とあるのは「100分の107.5」とする。また、同条第6項に定める成績率は、100分の102.5以上100分の112.5以下とする。

(給与規程)

給 料 表

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	195,800	242,000	276,300	309,800	366,800	420,700	471,900	525,300
2	198,100	244,700	278,300	312,700	370,100	424,500	482,100	537,100
3	200,300	247,500	280,300	315,500	373,300	428,100	490,700	544,700
4	203,600	250,300	282,200	317,600	376,600	431,700	497,000	550,800
5	206,700	253,100	284,200	320,000	379,500	435,100	501,500	555,300
6	210,000	255,600	286,200	323,200	382,700	438,100		
7	213,100	258,100	288,200	326,200	386,100	441,100		
8	216,500	260,500	290,800	329,400	389,900	443,700		
9	219,400	262,800	293,200	332,400	393,200	446,100		
10	222,600	265,000	295,700	335,700	396,700	448,700		
11	225,600	267,000	297,900	338,700	400,000	451,100		
12	228,800	269,000	300,300	342,100	402,800	452,700		
13	232,000	271,000	302,900	344,900	405,600	454,100		
14	235,000	272,700	304,900	348,500	408,000	455,300		
15	237,600	274,400	307,000	351,600	410,100	456,600		
16	239,800	276,000	309,300	354,800	412,400	457,800		
17	242,000	277,400	311,600	358,100	414,200	459,000		
18	243,800	279,000	314,200	361,700	415,500	459,800		
19	245,800	280,300	316,700	365,000	416,800	460,600		
20	247,600	281,800	319,300	367,800	417,900	461,200		
21	249,200	283,200	321,900	370,700	418,700	461,800		
22	250,500	284,600	324,400	372,400	419,200	462,400		
23	251,800	286,000	326,400	374,300	419,800	463,000		
24	253,000	287,300	329,000	376,300	420,400			
25	254,100	288,600	331,400	378,200	420,900			
26	255,300	289,900	333,900	379,600	421,400			
27	256,200	291,100	336,400	380,600	421,900			
28	256,900	292,300	338,500	381,800	422,500			
29	257,500	293,600	340,300	382,800	423,000			
30	258,100	294,800	341,900	384,200	423,600			
31	258,700	296,100	343,500	385,100	424,000			
32	259,300	297,200	344,400	386,200	424,600			
33	259,900	298,200	345,900	387,100	425,000			
34	260,500	299,300	347,300	388,400	425,600			
35	261,100	300,300	348,400	389,400	426,000			
36	261,700	301,300	349,500	390,500	426,600			
37	262,300	302,400	350,400	391,500	427,000			
38	262,900	303,100	351,200	392,500				
39	263,500	303,600	352,000	393,200				
40	264,100	304,100	353,000	394,100				
41	264,700	304,600	353,800	394,900				
42	265,300	305,100	354,600	395,800				
43	265,900	305,600	355,300	396,500				
44	266,500	306,100	356,100					
45	267,100	306,700	356,700					
46	267,700	307,300	357,500					
47	268,300	307,800	358,100					
48		308,300	358,800					
49		308,900	359,400					
50		309,500	360,200					
51		310,100	361,100					
52		310,700	361,900					
53		311,200	362,800					
54		311,800	363,500					
55		312,300	364,200					
56		313,000	376,300					
57		313,500	378,200					
58		314,000	379,600					
59		314,600	380,600					
60		315,100	381,800					
61		315,700	382,800					
62		316,200	384,200					
63		316,800	385,100					
64			386,200					
65			387,100					
66			388,400					
67			389,400					
68			390,500					
69			391,500					
70			392,500					
71			393,200					
72			394,100					
73			394,900					
74			395,800					
75			396,500					
76			397,300					
77			398,000					
78			398,700					
79			399,500					
80			400,200					
81			400,900					
再雇用	200,300	227,800	269,500	290,100	331,900	374,800	409,200	462,400

※ 3級58号給から3級81号給までは「特号給」とする

〔神追58〕

556 (557～570欠)

